

平成 23 年度第 1 回長野県文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成 23 年 9 月 6 日（火）
午後 3 時 30 分～ 4 時 40 分
会 場 県庁議会棟第一特別会議室

1 開 会

○山内文化財係長

ただいまから、平成23年度第1回長野県文化財保護審議会を開会いたします。はじめに、長野県教育委員会事務局 駒村文化財・生涯学習課長から、ごあいさつを申し上げます。

2 駒村課長あいさつ

長野県教育委員会 文化財・生涯学習課長の駒村明美でございます。

長野県文化財保護審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、午前中から熱心な御審議をいただき、ありがとうございます。

はじめに御報告でございますが、この6月に、諏訪市の片倉館と信濃町の日向林B遺跡出土の石器類が重要文化財に指定され、大きな話題となりました。特に、片倉館につきましては、単に独創的な意匠の評価に留まらず、当時の労働者と使用者との関係にまで調査がなされ、大変意義のある指定をいただけたものと思っております。

また、日向林B遺跡出土品につきましては、2000年のねつ造事件以降、旧石器時代の遺跡として初めて指定されたものです。委員の皆様はじめ関係機関の努力が評価されたものと大変うれしく思っております。

さらに、木曽郡大桑村の屋根板製作の栗山光博さんが、選定保存技術の保持者に認定されまして、昨日、その認定書交付式に参列させていただきました。これも大変うれしいニュースでございました。

震災の関連につきましては、先ほど、教育長から申し上げましたとおり、文化庁はじめ市町村教育委員会も綿密な協議をさせていただきまして、現在復旧にあたっているところでございます。今後とも、委員皆様のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、新たな文化財の指定についても御審議をいただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○山内文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会後藤会長からごあいさつをいただきます。

3 後藤会長あいさつ

本日は、諮問、答申等の審議をよろしく願います。

先ほど教育長から話がありましたが、今年は震災に加え、昨日までの台風のような災害もあり、文化財も沢山被災をしております。私が関係している建造物の分野でいいますと、被災は沢山表れておりますが、今回の被災では特に土壁・漆喰壁と屋根の瓦の被害が非常に目立っております。被災の調査へ行って思うのですが、おそらく20年前であれば、今回の災害で起きた被害の多くは、軽微な被害という報告がされていただろうと思います。何故かという、20年前には、職人さん達が町に沢山いて、人件費が安かったからです。つまり、以前であれば、被災した次の日に職人さんが来て壁を直したり、瓦のズレを直したり、すぐやっていたのではないかと思います。ところが、現在は、職人さんの数も減り、職人さんの単価も上がっている。文化財にかかる時間と修理費用がかかるということで、20年前は軽微だったはずの同じ被害が、現在では、所有者にとって大きな負担になっています。それに所有者が高齢化して20年前と比べると経済的な負担能力が落ちているということも加わっています。

被災地を訪れるとそういうことを実感します。そういう中で今後、文化財の防災対策は、予防はもちろんですが、今日も話題になりましたが、被災した場合に早く立ち直れる体制をいかに整えるかが課題だと思います。課長さんからお話がありました選定保存技術者になるような優れた職人さんは、県内にはまだ沢山おりますから、そういった方のネットワークを県の歴史館を含め、色んな拠点となり得る施設でつくり把握して、被災していない地域から被災した地域へと人が送れるような仕組みを日頃から構築しておく、同じ被害でも違った形で対処できるのではないかと痛感しております。

「言うは易く行うは難し」ではありますが、日頃から気をつけていないとできないので、部会で話題に出ていたように、文化財の保護指導員の日常の業務を少し見直すなど、できることを少しずつ積み重ね、災害に強いというより、災害から立ち直りの早い長野県の文化財保護を考えていただければと思っております。

今日、審議していただく案件は地方の小さな集落にあるお堂や天然記念物が中心です。まさにそういうことを考えるいい機会ではないかと思えます。

ご審議よろしく申し上げます。

4 会議成立報告

○山内文化財係長

本日の委員出席状況について申し上げます。審議会委員15名中、13名の委員の皆様にご出席をいただいております。

それでは、議事に移ります。会議の議長につきましては、条例により、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては、後藤会長にお願いいたします。

○後藤会長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員各位の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。松崎委員さん、矢島委員さんをお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

御異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可します。

それでは、はじめに、長野県北部及び中部の地震に関して、被害状況及び対応について、事務局から発言を求められておりますので、報告をお願いしたいと思います。

5 長野県北部及び中部地震に関する報告

○事務局 上條指導主事

災害が全国で続いておりますが、本県にあっても3月12日午前3時59分に発生した栄村を震源とする震度6強の長野県北部の地震、そして6月30日午前8時16分に発生しました長野県中部を震源とする地震、松本で震度5強を記録しました。2つの地震で文化財も被災しております。

栄村の地震ですが、震度6強の地震を受けたのですが、県宝の阿部家住宅、えたんぜんじきゅうせきしょうじゅあん 県史跡の恵端禅師旧跡正受庵、こちらは飯山市になりますが、2件の県指定文化財が被災いたしました。阿部家住宅につきましては、主な構造体には損傷はなかったのですが、土壁の剥落、そして建具の破壊等ありまして、これまで居住されていた所有者の阿部さんが住み続けることができないような状況になっております。栄村の文化財を守るという意向もありまして、県もこれを支援して県と村の補助を受けまして、9月に復旧の工事を始める段取りであります。飯山の恵端禅師旧跡正受庵につきましても、9月に土壁等の破損について復旧の予定でございます。

続きまして、松本と塩尻の境辺りが震源地といわれておりますが、こちらの中部の地震の被災状況ですが、多数の文化財が被災いたしました。国宝松本城天守は、土壁の亀裂が多数、発生いたしました。8月1日に、被害の詳細をまとめまして文化庁と協議いたしまして修復の方針を立てました。これに基づいて復旧の準備を現在おこなっているところです。

国史跡の松本城につきましても、石垣のはらみと数カ所で被災が発生いたしました。こちらも文化庁と協議のうえ、復旧の準備を進めているところでございます。

次に、重文の旧開智学校校舎、県宝の旧松本カトリック司祭館、こちらも土壁の被災が中心であります。軽微な損傷でありまして部分補修で対応できるということで、現在は復旧の準備をしております。

県名勝の中田氏庭園ですが、石燈籠一基が倒壊しました。現在のところは、これ以外には深刻な被害はないものと思われまます。指定外の土蔵の土壁の剥落、書院の土壁の剥落等がありましたが、市の指定も含まれまして、今後の修理方針を決めておりまして、来年度の補助を得て復旧する予定でございます。

国の登録有形文化財ですが、3件が被災しております。山崎歯科医院ですが、報道されておりますが、明治の煉瓦外壁が割れて開いた状態になりました。文化財的価値を損ねないで復旧することは困難ということで、一端は復旧を断念しようとなった訳ですが、現在市民の建物を残すための運動が立ち上がりまして建物を残すために多くの方が動き出しておられますので、今後の様子をみまして県も松本市教育委員会と連絡を密に取りまして、必要な対応をして参りたいと思っております。松本館旧館、旧光屋につきましては、何れも土壁の損傷でありまして、一部塗り直しが必要などころがありますが、殆どは軽微な損傷でありまして、部分的補修で対応できそうです。

国の指定文化財、登録文化財につきましては、文化庁調査官が現地に入り、ご指導を受けておりますので、ご指導に従った復旧を準備しているところがございます。今後も国の文化財につきましては、文化庁と綿密に連絡を取り協議しながらすすめて参りたいと思っております。県の指定文化財につきましても、市町村教育委員会と現状をよく確認しながら、慎重に文化財の復旧に努めて参りたいと思っております。以上でございます。

○後藤会長

ただ今の報告につきまして質疑等があればお願いします。

<文字の訂正（省略）>

○後藤会長

今、文化庁では日本建築学会と契約を結び、今後市町村や所有者から依頼があれば、「文化財ドクター派遣」という形で、建造物の専門家が現地に入りするための費用の支援を行うと聞いております。国指定以外の登録、都道府県、市町村指定の物件、また、未指定のものも希望があれば、専門家を派遣してもらえる形になるようです。県も市町村に連絡して、希望があるところは対応していただき、松本市には特に御検討いただければと思います。文化庁の担当は、伝統文化課の梅津調査官と建造物の田中調査官です。詳細はそちらに照会していただければと思います。

ほかにありますでしょうか。

○後藤会長

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議をおこなって参りたいと思います。初めに、「若一王子神社にやくいちおうじじんじゃ観音堂かんのんどう及びくうでん宮殿つけたり 附むなふだ 棟札」について、ご審議をお願いします。この案件につきましては、吉澤委員から説明をお願いいたします。

6 答申文化財の審議

○吉澤委員

(1) 概要説明

概要を説明させていただきます。沿革ですが、若一王子神社は大町市の中心市街地の北端に位置し、県天然記念物の社叢しゃそうに囲まれております。平安時代末期にこの地の豪族仁科氏が熊野那智神社の第五殿に祀られている若一王子宮を勧請し、以降、若一王子権現にやくいちおうじごんげんと称され、神仏混淆しんぶつこんこうの社やしろとして、この地方の信仰を集めてきました。慶応4年(1868)の神仏分離令によって、信濃では松本藩がもっとも激しい廃仏毀釈はいぶつきしゃくを実施しまして、若一王子神社では、三重塔は「物見ノ高樓たかろう」、観音堂は「神楽殿かぐらでん」とされ（「明治28年北安曇神社明細帳」）、仏具を移転撤去し、建物の名称を変更することで破却を免れたようであります。その若一王子神社の境内は、近世の境内絵図にやくいちおうじだいごんげんに描かれた若一王子大権現こんこうの神仏混淆の姿がそのまま残されたということで全体の姿としても貴重な遺構として今日に伝わっています。

なお、本殿は重要文化財、三重塔は県宝になっております。流鏝馬やぶさめの神事は、県無形民俗文化財として指定されています。

構造形式の説明をいたします。概要は、観音堂は、県宝の三重塔の後方に建つ。宝永3年(1706)の「奉建立十一面観世音堂并宮殿」の棟札が建築様式と一致し、宝永3年に建てられたことがわかります。

構造形式に参ります。観音堂は方三間、間口3間、奥行3間でございますが、寄棟造、茅葺、妻入の建物で、正面に一間の向拝、これはこけら葺ですが、付けられています。

観音堂・宮殿の特徴ですが、観音堂の特徴は、まず、変則的な間取りにあります。一般的には側柱筋か、柱間の半分の位置に結界を設けますが、当社観音堂では、奥の柱間より2尺ほど手前という変則的な位置を結界としています。

少しでも外陣を広くしたいという意識があったと推定されます。

次に、向拝の虹梁ごはい こうりょうや向拝内部の大型の手挟全体たばさみに浮き彫りを施しているのも特徴で、宝暦期(1751～63)前後の様式を先取りしております。また、向拝柱の木鼻ごはいばしら きが正面側に付くのは承応3年(1654)の当社本殿がずば抜けて早い事例であります。正面側に木鼻きばなが付くのは信州では、享保期(1716～35)以降であるので、当社観音堂の正面側の唐獅子も早い事例となります。唐獅子の木鼻は頭だけでなく胴体付きで、胴体まで表現したもので18世紀前期の特色をよく示した例があります。

次に、建築年代と大工ですが、宝永3年(1706)の「奉建立十一面観世音堂并宮殿」の棟札がありまして、観音堂の建築様式と一致するので、宝永3年に建てられたと考えられます。この棟札に、棟梁金原又七、墨棟梁金原作助、手斧始金原五郎七、同金原勘五郎、葺大工松本金兵衛、宮殿彫物細工曾祢原庄太郎重光げじんが明記されております。外陣鏡天井の龍は絵師窪田岩之丞が表したもので、堂内の宝永3年の絵馬もこの絵師が描いております。

(2) 指定理由及び根拠

指定理由及び根拠ですが、長野県宝の指定基準(7)建造物、(ウ)歴史上重要なもの、(オ)流派的又は地域的特色において顕著なもの。

指定理由でございますが、若一王子神社観音堂は、江戸時代中期に属する三間堂で、保存状況も良好であります。棟札によって、建築年代、大工名が明確であり、平面形式、向拝の木鼻ごはい きばな・手挟たばさみなどに特徴があり、江戸時代中期における安曇地域の大工の作風や技術・技量を顕著に示しており、県内の建造物の歴史を知る上で重要な建造物といえます。

観音堂内に安置されたくうでん宮殿は、観音堂と同時の製作で、軒裏一面を雲の浮き彫りとしている点、かえるまた臺股内部に海老・蟹・蛸という海にまつわる動物が扱われる点など、伝統的な技術の上に斬新さを強く求めた工匠の姿勢が伺え、観音堂と一体として重要な建造物でございます。

<文字の訂正(省略)>

○後藤会長

只今のご説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いしま

す。

(意見、質疑なし)

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思
います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤会長

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定さ
せていただきます。

○後藤会長

続きまして、「光久寺薬師堂 附 厨子、内厨子、棟札」について、ご審議
をお願いします。この案件につきましても、吉澤委員から説明をお願いいたし
ます。

○吉澤委員

(1) 概要説明

名称は光久寺薬師堂1棟、附 厨子1基、内厨子1基、棟札1枚であります。
写真はカラー版をご覧ください。

沿革ですが、清水山光久寺は犀川にそそぐ会田川左岸、長峰丘陵の高台に立
つ真言宗高野山金剛峯寺の末寺で、現在は無住であります。かつては字塔中山
を中心として大伽藍を構えていたといわれています。

戦国時代に甲斐武田氏の信濃進攻時兵火に遭い、建物の大半を焼失し、その
後、現在地に移ったと伝えられております。現在は庫裡に安置されております
が、木造日光・月光両菩薩立像は、県宝に指定されておまして、胎内墨書銘
により、鎌倉時代末期の文保元年(1317)に開眼供養された仏像であることが
明らかになっております。

薬師堂の沿革ですが、薬師堂は、棟札により、元禄3年(1690)6月に新し
く建立されたことが明らかになっております。この棟札には、松本藩主水野忠
直を大檀那とし、大足村の滝沢九郎兵衛が造立の発願主となり、安曇郡大町村
の宮大工曾根原安右衛門が棟梁となって建立したことなどが記されておしま
す。また、この堂の完成した年の9月には、堂の板小壁に百人一首歌絵が描か
れております(小壁墨書)。年号が記されております。さらに元禄5年には向拝

に銅製の鰐口が奉懸されております（鰐口陰刻銘）。

構造形式ですが、薬師堂は、梁行三間、桁行五間、寄棟造、鉄板葺（もと茅葺）、妻入の仏堂であります。桁行五間のうち、四間部分が主屋で、一番奥の間（実寸で4尺）の部分は下屋となっております。平面は、奥行の半分の位置に結界を設け、内陣は背面側の奥行一間を通しの仏壇としております。厨子は春日厨子で、内部にさらに一回り小さい厨子を安置しております。春日厨子は正面及び両側面に板扉を設け、全体を弁柄で彩色しております。写真は上が、光久寺薬師堂で、下の左が春日厨子でございます。厨子の扉を開けた中に、右側にある仏像と厨子が安置されている結界であります。ここにも若干文字が見えておりますが、「再興」・「慶安三年」の墨書がありまして、おそらく現在のお堂より古い慶安3年（1650）に造立されていることがわかります。

薬師堂の特徴ですが、この堂は、平面が奥行き方向に深く、軒が深く、支柱を立てて軒を支えている外観に特徴があります。写真の外観をご覧くださいますと、外回りに角柱が何本か立っているのが見えると思います。この形式は、室町時代後期に建立された盛蓮寺観音堂（じょうれんじ大町市、重要文化財）・松尾寺薬師堂（まつおでら安曇野市、重要文化財）にみられます。光久寺薬師堂を建てた大工曾根原安右衛門は大町の住人であるから、これらの見馴れていた堂を模範として、この堂の形態を決めたと考えられます。

次に、堂内外ともに、極彩色の絵画や文様で装飾が施されており、江戸時代中期の社寺建築装飾の特色をよく表しております。とくに、建築彫刻が少なく絵画の題材が様々である点は、他の仏堂にみられない際だった特徴であります。

（2）指定理由及び根拠

指定理由及び根拠ですが、長野県宝の指定基準（7）建造物、（ウ）歴史上重要なもの、（オ）流派的又は地域的特色において顕著なもの。

指定理由でございますが、光久寺薬師堂は、江戸時代中期に属する奥行きの深い平面をもつ仏堂で、彩色がよく残されております。周囲の縁束を上延ばして柱として深い軒を支える構造としているのが特徴で、室町時代後期に建てられた盛蓮寺観音堂（じょうれんじ重要文化財、大町市）、松尾寺薬師堂（まつでら同、穂高町）と同様な構造で地域性がよく現れています。

内部は、前半を外陣とし、後半を内陣としており彩色がよく残されており、

柱上部や小壁を極彩色としており、外部の小壁上には百人一首と歌人を画き、外陣内部には天女、黒駒、牡丹・唐獅子、竹・虎など、内陣には桐・鳳凰、蓮などを描いています。彫刻が少なく、彩色を多用する点は、大工の作風を示すものと考えられます。

棟札から薬師堂の建築年代は元禄3年(1690)で、大工棟梁は大町村(大町市)の曾根原安右衛門であったことがわかります。^{こぶしばな}拳鼻の渦や^{こうりょう}虹梁の渦・絵様若葉などに大町大工の個性がよく示されております。

当堂は、江戸時代中期における大町地方の大工の作風や寺院建築の形式をよく示しており、県内の建造物の歴史を知る上で重要な建造物であります。

仏壇の厨子は、彩色等から堂と同時期のものと推定され、その中に安置された一回り小さい厨子は慶安3年(1650)の銘があり、当堂の変遷が知られるとともに当堂と一体のものとして保存すべき重要な建造物であります。

<文字の訂正(省略)>

○後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

○後藤会長

続きまして、「長光寺薬師堂及び^{くうでん}宮殿」につきまして、ご審議をお願いします。この案件につきましても、吉澤委員から説明をお願いいたします。

○吉澤委員

(1) 概要説明

カラー版の3枚目が長光寺になります。

医王山長光寺は、犀川右岸の^{ながみねさん}長峰山(標高933m)の西麓にあります。寺は真言宗に属し、高野山金剛峯寺の末寺であります。松本藩主水野氏が江戸時代中期の享保9年(1724)に編纂した『信府統記』によると、「高野山竜光院末寺ナ

り、(中略)当寺開基年数知レズ」となっておりまして、当時すでに創建年代や開基などは不明となっていたこと、またかつては高野山金剛峯寺子院の竜光院の末寺であったことがわかります。

薬師堂の沿革ですが、長光寺薬師堂の須弥壇に据えられております宮殿の天井板、中の天井ですが、薬師堂並びに宮殿の建立や改修について、年代を追った4項目からなる墨書銘が記されております。以下、省略しますが、4つの銘文の内容について箇条書きしました。18ページ下に参りますが、以上の銘文を要約しますと、薬師堂は、おそらく中世末期か江戸初期に建立のものが大破したので承応2年(1653)に改築したが、これも50年ほどで大破し、元禄16年(1703)に新堂を建立しました。これが現存の薬師堂ということになります。また、宮殿は、貞享元年(1684)に建立されましたが、組物の不足を補うため正徳3年(1713)に改修したものであるということが記されております。建物に関しては、そのように記されております。

構造形式ですが、薬師堂は、梁間三間、桁行三間、^{よせむねづくり}寄棟造、^{かやぶき}茅葺、鉄板仮葺です。妻入の仏堂で、一間の向拝をつけております。方三間であります。奥行きが少し長いです。平面は、奥行きの半分を外陣とし、内陣の後半に仏壇を造り、中央に宮殿を安置しております。

20ページに参りますが、宮殿は、方一間、入母屋造、板葺、妻入の建物であります。

建築年代と大工ですが、宮殿内の墨書から建築に関して次のような歴史が判明しました。古い薬師堂が大破したので承応2年(1653)に薬師堂(2次薬師堂)を建立しました。貞享元年(1684)に、薬師如来を修理してこれを安置する宮殿を曾根原安右衛門が作成した。元禄16年(1703)に大町村の金原作助らによって薬師堂(3次薬師堂=現薬師堂)が建立され、正徳3年(1713)に金原作助によって宮殿の組物が^{みてさき}三手先に改められました。

三手先は、3枚目の下の厨子の写真であります。仏像より少し上の所までが黒く全体が塗られていることがお分かりになると思います、その上所が檜の白木、檜の材のままでありまして、^{けやき}檜の色でありまして色は付けてありません。また、その上の屋根の垂木のあたりの所から色が見えると思いますが、色の付いていない部分を増築と言いますか、^{みてさき}三手先を正徳3年に付けたという部分です。

観音堂の向拝の木鼻^{きばな}は目頭に当たる部分にも突起をつける独特の形で、これは、寛文12年(1672)建立の小野神社本殿(塩尻市)、元禄2年(1689)建立の八幡神社本殿、(安曇野市、これは旧堀金村にあるものですが、もともとは穂高神社本殿として建てられたもので、60年後の式年造替のときに八幡神社に払い下げられたものであります。)、宝永3年(1706)の若一王子神社観音堂^{にやくいちおうじじんじゃかんのんどうくうでん}宮殿などにみられ、特色がありますので、元禄16年(1703)の造営で矛盾はありません。

また、薬師堂は正面向かって左側の側柱上の小屋束の一つに墨書がありました。西面には「此堂建主法印白精午年」、北面には「大工大町 金原作助、平林小右衛門」とありました。宮殿内の墨書にある住職白精が薬師堂竣工前年の元禄15午年に記したこと、大工が宮殿内の墨書にある大町村金原作助・同村平林小右衛門と一致する。このことから、少なくとも小屋組の工事は元禄期に行われたことがわかります。また、組物に付いた木鼻のなかには宝永3年(1706)の若一王子神社観音堂の木鼻と似たものが使われております。

一方、組物と垂木の関係をみますと、六枝掛になっておらず、小屋組と軸部が同時期かという点には若干の疑問が残ります。また、結界の位置にある太い円柱は、側柱と比べて風蝕に差があります。これらから考えますと、元禄16年(1703)の建立は、全くの新築ではなく、向拝^{ごはい}新設や小屋組改築をとまなう大規模改修であったと推定されます。

(2) 指定理由及び根拠

指定理由及び根拠ですが、長野県宝の指定基準(7)建造物、(ウ)歴史上重要なもの、(オ)流派的又は地域的特色において顕著なもの。

指定理由でございますが、長光寺薬師堂は、江戸時代中期を代表する三間堂で、外陣^{げじん}・内陣^{けっかい}境の結界が側柱筋とずれている点に特徴があります。この形式は宝永3年(1706)の若一王子神社観音堂^{にやくいちおうじじんじゃかんのんどう}にも引き継がれております。

宮殿内の墨書から薬師堂・宮殿の造営や本尊の修理の履歴がわかる点は重要で、安曇地域の複数の建築を建てた金原作助や曾根原安右衛門が関わっており、江戸時代中期における安曇地域の大工の作風や技術・技量を知る上で、重要な建造物であります。

内部に立つ柱は前身の薬師堂の柱と推定され、本尊と同じ中世の柱の可能性があり、主たる外観は元禄16年(1703)のものであっても、内部に中世に遡る部

材を残している点も重要であります。

宮殿は、堂の履歴を示す歴史的資料として重要であり、建築としても三手先組物を持つなど本格的構えを備え、江戸時代中期における安曇地域の大工の作風や技術・技量を知る上で、重要な建造物であります。

○後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

○後藤会長

続きまして、「雁田^{かりだ}のヒイラギ」につきまして、ご審議をお願いします。

この案件につきましては、亀山委員から説明をお願いいたします。

○亀山委員

(1) 概要説明

25 ページをお開きください。天然記念物「雁田^{かりだ}のヒイラギ」です。所在地は、上高井郡小布施町大字雁田^{かりだ}789 番地 1、所有者の氏名は記載のとおりです。現状の生育地でございますが、候補物件は、小布施町大字雁田の集落内の個人宅の庭先にある。小布施町と高山村を画する雁田山の西麓に位置する雁田集落は、『吾妻鏡』の寿永三(1184)年二月三十日条にその名が出るのが初出(「狩田郷^{かりだごう}」)である。雁田山の主稜線や尾根上には、岩質の山体や巨岩を対象とした信仰空間が展開していた様相がうかがわれ、山麓部には重要文化財の薬師堂をもつ浄光寺、葛飾北斎の天井絵で知られる岩松院など、現在でも多くの寺院が残ります。

旧雁田村は、この山と霊場を背景に成立した村落で、雁田山麓を南北に走る街道筋といくつかの寺院の門前とが交差する空間に成立したことが近世の絵図などから読み取れる。この集落の空間構成は近世以来ほとんど変わっておらず、当該樹木は少なくとも江戸時代からの地割を今に伝えている雁田地区において、同地区を南北に

縦貫する道路に面して植えられ、長い年月にわたり「都住のヒイラギ^{つすみ}」と呼ばれて親しまれてきた樹木であり、地域景観を代表する樹木と言えます。

生育状態は次のページに写真がございますが、樹高約 10m で、地際から 4 本に枝分かれしております。幹の太さは、それぞれ記載されておりますが、樹勢は非常に良く、外観からは幹の腐朽等は見られておりません。非常に健康です。

保存の経緯でございますが、候補物件は、昭和 47 年に小布施町の天然記念物に指定され、当時の指定名称は「都住のヒイラギ^{つすみ}」として保護管理されてきました。今回、名称を「雁田のヒイラギ^{かりだ}」として変更しましたが、都住^{つすみ}というのはこの集落よりも少し西、北の方が中心のところでございます。このあたりは、雁田の集落というのが一般的でございますので、小布施町とも相談いたしまして、今回は「雁田のヒイラギ^{かりだ}」という名称にさせていただきます。

(2) 指定理由及び根拠

指定理由および根拠でございますが、指定基準は、長野県天然記念物の指定基準、(1) 植物 ウ 植物分布の限界地、キ 大木、名木、奇形木等でございます。

指定理由でございますが、ヒイラギ (*Osmanthus heterophyllus*) は、モクセイ科モクセイ属の常緑小高木^{しゅういかぶ}で雌雄異株、本州以南に分布する暖地性の植物です。ツヤのある葉の縁^{きよし}に鋸歯があるのが特色であるが、老樹になると鋸歯^{きよし}が失われる特徴がありまして、この樹も、そのようになっております。

本県指定の天然記念物のヒイラギとしては、すでに下伊那郡高森町の「市田^{いちだ}のヒイラギ」(単幹で幹周は約 340cm) がありますが、ヒイラギの分布を勘案した場合、これほどの大木で県北部に分布する個体は例がございません。当該樹木は本県のヒイラギの天然分布の北限を越えた地域に位置するものであって、寒冷地の本県において、照葉樹を植栽して大切にしたい地域の人々と自然との結びつきを記念する貴重な個体であると考えております。

近世の村絵図を分析すると社寺地の周囲には樹種や特色がわかるほどの精密さで社叢と巨木が描かれており、雁田集落の人々が古くから巨樹・古木に対する愛着を持っていた様子がうかがわれます。周辺の住宅も軒並み庭の手入れが良く、それぞれに庭の象徴となる樹木を植栽しております。当該樹木は、そのような地域の愛着のなかで今日まで保護されてきた地域の景観を代表する樹

木であり、老成した大木であるだけではなく、植物学の資料としても学術的に価値が高いものでございます。

以上のことから、当該樹木は、先ほど申しました長野県天然記念物の指定基準に沿うものであって相応しいものと考えております。

○後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いいたします。

○井原委員

樹齡はこれで分かるものでしょうか。というのは、山形大学が所蔵している平氏系図が出ていまして、鎌倉時代は越後平氏の^{たいらのしげまさ}平 繁雅という持明院皇統の天皇家の家人が小布施の^{かりたごう}狩田郷をもっていました。この場所に^{じょうこうじ}浄光寺がありますが、応永年間に修理されまして、それになると^{たかなし}高梨氏が関与するようになっています。ちょうど、参道が真っ直ぐの古道が直線で続いています。

小布施の人達にも何でここが直線なのか質問されました。もし、樹齡がわかれば、そういう室町期の古いものなのか、それとも江戸期に入り小布施が再編成された中でのものなのかによって、非常に面白い問題を提起すると思います。樹齡が^{おおよそ}大凡わかるのでしょうか。古いものならば、どのくらい古いのでしょうか。

○亀山委員

樹木の樹齡というのは見かけでは本当に分からないものです。とはいっても、ヒイラギは少なくとも100年やそこらでこんなに大きくなる樹でないことは間違いありませんが、ヒイラギが、4～500年でこれ程に大きくなることはありませんが、おそらく江戸期ではないかと思いますが、^{たかなし}高梨さんの何軒かが縁があったら面白いです。お答えになっておりませんが。

○後藤会長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと

思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

○事務局

<後藤会長へ答申書を手渡す>

○後藤会長

それでは、事務局から各委員に答申書(写)を配布してください。

○事務局 <事務局で答申書を配布>

○後藤会長

ただ今配布されました答申書について、何か訂正等御意見があればご指摘いただきたいと思います。……よろしいでしょうか。誤りが無いと思いますので、答申書を交付いたします。

7 諮問文化財の審議

○後藤会長

それでは次にあらたな案件の諮問を受けたいと思います。

それでは、事務局から諮問書の写しを配布してください。それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

○駒村課長

それでは、諮問書についてご説明いたします。

内容は、長野県宝及び県天然記念物の指定解除の2件でございます。

お手許に配布済の審議会の資料に概要を記載しておりますので、30ページをお開きください。

まず、長野県宝として諮問いたしますのは、建造物1件で「旧念来寺鐘楼^{きゅうねらいじしょうろう}1棟」でございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。諮問理由^{しょうりゆう}でございますが、鐘楼としては規模が大きく、近世以前の彫刻軒板を用

いた建築として知られておりますのは、千葉県成田市の重要文化財「成田山しんしょうじ新勝寺三重塔」(1712) など24件がございますが、旧念来寺鐘楼は、現存するものとしては、国内でも最も古いものでございます。組物に付けられた絵様きばな なかぞなえ かえるまた みのづか木鼻、中備のかえるまた藁股・みのづか蓑束などに見られる江戸時代初期から中期の形式は、中きゅうねんらいじしょうろう信地方の特色を色濃く示しております。旧念来寺鐘楼は、松本城下のはいぶつき廃仏毀しやく釈における寺院破壊の事実を物語る建物としても貴重なものです。31ページには写真、32ページに位置図を掲載しております。

次に、33ページをご覧ください。県天然記念物の指定を解除したい文化財は「原のシダレザクラ」でございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。

県天然記念物の指定を解除する理由は、最終的には「こし枯死」が確認されたことによるものです。35ページには写真、36ページに位置図を掲載しております。

以上、2件について、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

○後藤会長

以上、2件が新たに諮問されました。

今、ご説明いただきました提案理由につきまして、質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

建造物1件については、今後、審議委員さんによる調査を実施いたしまして、次回以降の審議会において審議していただくこととします。

県天然記念物「原のシダレザクラ」の指定解除の案件につきましては、既に滅失届けも提出されておりますのでこの件については、調査状況について和田委員から説明をお願いします。

8 県天然記念物の指定解除の審議

○和田委員

経過措置の概要説明

34ページに調査票を作っておきました。(調査票の) 6番の経過措置、どの

ように地元の人たちが桜の木に対応してきたかとそのことを申し上げたい訳ではありますが、諮問書に既に内容と特色としてかなり細かい内容が出ております。信濃町からもその報告がなされておりますので、少し補足説明をさせていただきます。

35ページに、今年の枯れた状態、枯れ木の状態の写真が出ております。残念ながら無残な姿をしておりますけれど、実は、この木は二股に分かれていますところが大体高さ2メートル、地面から上まで10メートルぐらいの桜の木、枝垂れ桜、高さ、大きさからいえば、それほどの高さではありませんが、非常に二股に分かれた上の方が、諮問書にも書いてありますが、饅頭形に枝垂れる樹の姿の美しさと大きさ、樹勢のよさが、今日、^{かんていざくら}閑貞桜と呼ばれて近隣に名が通っております。県内でもおそらく有数の銘木の桜でありました。

昭和42年の天然記念物の指定であります、40年代に初めてこの木を知りましたが写真に撮って手元にあるわけですが、ここに載せればよかったと反省していますが、しかしよく見ますと、40年代指定当時、花と緑の葉が混じり合っていることがありまして、樹の勢いが弱っていた訳です。当時から。ということは、県内に国指定の天然記念物が1件、県指定が8件、合計9件ありますが、そのほとんどが、当時40年代は、樹が弱っておりまして、よく知られているのは長野市芋井の国指定^{じんだい}「神代ザクラ」でして、ほとんど枯れて枯れ枝だけで、そこへ支え木が立っているという無残な姿でした。

ところがそれを若返り、なんとか生き返らせようという努力で、ものの見事に生き返って、現在は満開になっております。これは、人間の体と同じように蘇生という言葉を使っておりますが、生き返らせるという経過がVTRで残されております。県の事務局にあるかと思えます。非常に見事に生き返りました。県の指定では高遠のコヒガンザクラの樹林が桜守の人達の努力で生き返りました。若い根を発根させて若返りに成功させております。

9件の多くは、皆それぞれに治療を受け、黒いウレタン等で穴を埋めたりして皆元気です。一、二は危ないのもありますが、元気で若返っております。

ところが、当該の「原のシダレザクラ」は、枯れてまった訳ですが、一番の大きな節目は、調査書2行目にありますように、平成5年から大がかりな治療をしております。私が県の文化財の委員を委嘱された10年後ですが、原のシダレザクラを見てびっくりしてしまいました。右側の写真の上の枝の

ところに花が付く、緑の葉が付く、あとは全部枯れていました。大風が吹けばすぐ倒れてしまうような状態で、非常にすごい姿でビックリしてしまい、慌てて町役場に申し上げました。今の樹木医は非常に力をもっていて、すぐ樹木医に見てもらいなさい。というのは、平成5年から地元の人たちを全く相手にしないで、県外の方々が手を入れていました。平成17年からはじめて地元の樹木医の皆さん達が手をかけましたが、すでに遅く穴のあたりに変なもの埋めてあったりして、掘り出してみたら全く根が張ってなかった。その頃から毎年の様に新聞報道されてきましたが。

去年は、花は付きませんでしたけれど枝が若葉を出しました。その前の年の21年は、最後の花だろうと、皆さん花見に来てくださいという新聞報道がされました。その前、19年、20年は、花は咲いたけれども、花に養分がいつて根を出すのに邪魔をしてはいけないということで、樹木医の指導でボランティアの人が全部花を摘み取って、地元の樹木医の努力で何とか助けようと頑張りましたが、既に遅くて、残念ながら信州から銘木の一つが消えてしまいました。

○後藤会長

只今の説明につきまして、質疑等がございましたら、発言をお願いします。

ここでお諮りいたしますが、ただいま諮問されました「原のシダレザクラ」について、今日の審議をもって答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨、答申することに決定いたします。

事務局で、答申書の準備をしてください。

○山内文化財係長

答申書の準備をさせていただきます。

○後藤会長

事務局から各委員に答申書（写）の配布をお願いします。

(実物は和田部会長へ。委員には事務局で答申書（写）を配布)

それでは、名勝・天然記念物部会で答申書の確認をおこなってください。

確認ができましたら、和田部会長さんからご報告をお願いします。

(一箇所にお集まりいただき、確認後、和田部会長からの報告を依頼)

○和田委員

問題ありません。

○後藤会長

ただ今配布されました答申書について、何か御意見があれば発言してください。

誤りが無いと思いますので、答申書を交付いたします。

○後藤会長

次に、「その他」といたしまして、何かございますか。

(特にないことを確認して)

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様の御協力に対しまして、感謝申し上げます。

(議長退任)

○山内文化財係長

長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

ここで、駒村文化財・生涯学習課長から御礼のごあいさつを申し上げます。

9 閉 会

○駒村課長御礼のあいさつ

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日答申をいただきました、「若一王子神社観音堂及び附 宮殿」ほか4件につきましては、教育委員会定例会におきまして指定決定されるよう、所定の手続きを進めさせていただきます。

また、本日、審議会に諮問をいたしました案件を担当されます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきましてよろしくお願いいたします。

皆様には、今後とも長野県の文化財保護行政に格段のご指導を賜りますようお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○山内文化財係長

以上を持ちまして、平成23年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

平成23年9月6日

議事録署名委員 松崎 憲三

議事録署名委員 矢島 新